

ぼうさい掲示板

どうする!? 地震が起きた時の対応

災害時、被害を最小限にするためには、自分の身は自分で守る『自助』と地域や近所の方が協力し合って防災活動に取り組む『共助』の力が重要です。

阪神淡路大震災における救助の多くは、家族や近隣住民によるものであり、自衛隊・警察・消防などによる公的な救助活動『公助』には限界があることが報告されています。

今回は、地震が起きた際の『自助』について取り上げていきます。

地震が起きたら…

- ① 身の安全を確保する
- ② 火の元を確認する
- ③ 火が出たらまず消火
- ④ 屋内を歩くときはスリッパか靴で
- ⑤ 出口を確保する
- ⑥ 慌てて外に飛び出さない



○地震発生後は、とにかく自身の身の安全を最優先してください。
建物内などからの避難なども重要ですが、まずは急な揺れから身を守る行動を取ってください。

もし閉じ込められたら…

もしも家具の転倒や、建物の倒壊などで屋内に閉じ込められてしまった場合、助けを求めすることも重要ですが、むやみに体力を消耗しないことも重要です。

大声を出し続けて助けを呼ぶよりも、崩壊の危険性がないと思われる壁やドアなどを叩いて大きな音を出すなど、なるべく体力を温存して居場所を知らせる方法を取りましょう。



身の安全が確保できたら…

- ・自分の身の安全が確保されたのち、近所に救助を必要としている人がいたら、近くにいる人と協力し合って助け合いましょう。
- ・ラジオなどで災害に関する正しい情報を入手しましょう。利根町では、防災行政無線やメールによる情報提供を行います。



地震は急に起こります。普段から地震が起きたらどうするのか。家族の待ち合わせ場所を決めておくことや、最低3日分の水・食料の備蓄など、普段からの備えを心がけましょう。

非常持出品の詳細については、令和5年7月号の広報とねに掲載しています。
https://www.town.tone.ibaraki.jp/data/doc/1688689766_doc_1_9.pdf



利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご利用下さい!

◆ URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線322)

消費生活相談だより

若者の賃貸借契約トラブルにご注意!!

賃貸マンションやアパートの契約トラブルは、10〜20代の若者にも多くみられます。特に、親元を離れて新しい生活を始める際や、退去する際にはトラブルが起きがちです。十分注意しましょう。

▼相談事例

◎賃貸マンションの契約をしたが自宅からの通勤に変更となり、入居前に解約を申し出たところ、いったん支払われたお金は返金できないと言われた。
◎賃貸アパートを退去することになったが、敷金だけでは足りないと言われ、高額なハウスクリーニング代や補修費用などの料金を請求された。

▼アドバイス

◎契約時に契約書類の内容をよく確認して、疑問点は質問しましょう。
◎賃貸物件の内覧は、不動産会社の担当者と一緒に傷などを確認し、部屋の写真を数多く撮っておきましょう。退去する際には以前からあった傷や汚れ、前の住人が置いていった物の処分費用の負担などもめがちです。そのときに入居前の部屋の写真があれば証拠になります。

▶問い合わせ先

- ①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日 午前10時～正午 午後1時～5時
リモート相談もぜひご利用ください!
毎週火・木曜日 (要予約) ☎68-2211 (内線246)
- ②茨城県消費生活センター
平日と日曜日 (日曜は電話のみ) 午前9時～午後5時
(日曜は午後4時まで)
☎029-225-6445
- ③国民生活センター (消費者ホットライン) 土・日曜日、祝日
午前9時～午後4時 ☎188 (いやや!)
※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

ります。
◎契約時に不利な特約があった場合、それでもその部屋を借りたいかどうかよく考えてみましょう。
◎退去時の原状回復については、入居前から国土交通省のガイドラインなどを読んで、どんな使い方なら最小限の退去費用でおさまるのかを知っておきましょう。
〈参考〉消費生活庁・国民生活センター・国土交通省のホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

商工会だより

■商工会に加入しませんか

商工会とは、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする経済団体です。

▼商工会員サービス

- ① 経営相談
 - ・さまざまな経営課題の相談を受け、解決手法の提案などを行います。
 - ② 講習会・個別相談会
 - ・さまざまな講習会・個別相談会などを開催いたします。
 - ③ 経営・事業計画策定支援
 - ・各種制度認定、補助金などの申請に伴う経営・事業計画の策定を支援します。
 - ④ 金融斡旋
 - ・経営に有利な各種事業性融資の斡旋を行います。
 - ⑤ 税務記帳指導
 - ・記帳指導、決算、確定申告を支援します。
 - ⑥ 経営・事業計画策定支援
 - ・各種制度認定、補助金申請などの基礎となる経営・事業計画の策定を支援します。
 - ⑦ 社会保険労務支援
 - ・労働保険事務組合を組織し、労働保険事務手続きから事業主の特別労災加入を支援します。
 - ⑧ 経営支援共済事務
 - ・小規模企業共済、経営セーフティ共済などの公的共済制度から、会員向け団体ビジネス保険、火災・自動車・生命・傷害共済など各種を取扱います。
 - ⑨ 地域総合振興事業
 - ・会員参加型の地域商品券事業や女性・若者育成事業、観光振興事業などを実施しています。
 - ⑩ 事業継続力強化支援
 - ・広域災害などの発生時に事業を継続または早期復旧するための事前対策情報の提供を行っています。
 - ⑪ 事業環境変化対策
 - ・インボイス制度対応、電子帳簿義務化、DX対応などから、作業従事資格義務化対応技能講習まで、さまざまな支援事業を実施します。
- ▼加入の手続き
- ・加入金5,000円
 - ・会費
 - 個人 (月1,500円)
 - 法人 (月2,000円)



利根町商工会
ホームページ

問い合わせ先
利根町商工会 (布川 2947)
☎68-7417
URL: <https://tone-sci.or.jp/>